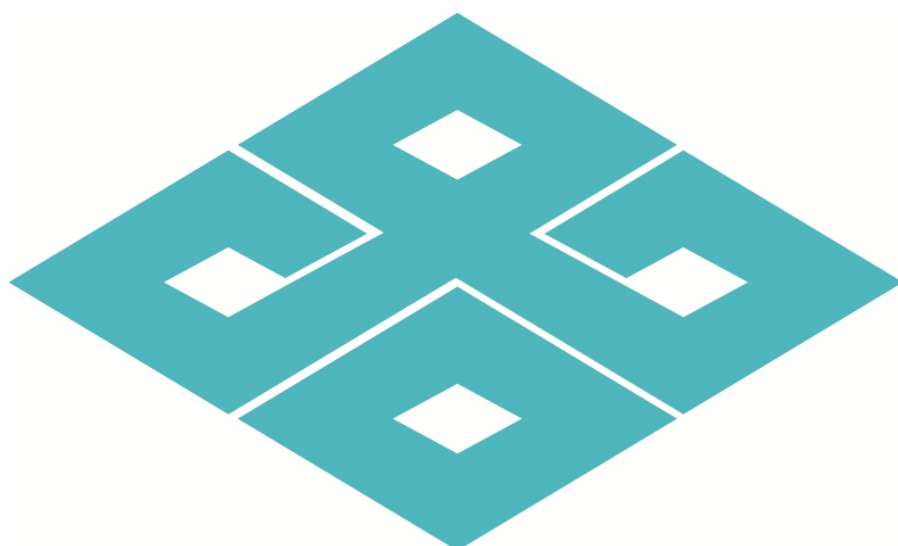


各務原市 被災動物救援マニュアル



令和 6 年 1 2 月

各務原市

目 次

1	趣 旨	P 1
2	定 義	P 1
3	組 織	
(1)	災害時の体系図-----	P 2
(2)	関係機関等連絡先-----	P 2
4	平 常 時 の 対 応	
(1)	ペットの飼育状況の把握-----	P 3
(2)	被災動物数の推定-----	P 3
(3)	市の役割-----	P 4
(4)	飼い主の役割-----	P 4
(5)	ペットを飼っていない人に対する啓発-----	P 6
(6)	各務原市以外の県内市町村が被災した場合の体制整備---	P 6
5	災 害 時 の 対 応	
(1)	市の対応-----	P 7
(2)	飼い主の責務-----	P 8
(3)	避難所の責任者の責務-----	P 8
(4)	飼い主の会の設立-----	P 8
様式 1	動物救護活動報告（要請）	P 9
様式 2	避難所ペット登録カード	P 1 0
様式 3	ペット飼育者台帳	P 1 1
様式 4	逸走動物の搜索依頼受付簿	P 1 2
様式 5	飼い主不明動物受付簿	P 1 3
様式 6	応急医療要請等連絡先	P 1 4
様式 7	避難所における飼育のルール	P 1 5

1 趣 旨

このマニュアルは、近い将来、発生するとされる南海トラフ地震やその他災害に備え、各務原市が平常時及び災害時の対応を決めておくことで、災害時に被災動物の救援活動が円滑に行われることを目的とします。

2 定 義

(1) 対象動物

犬・猫など一般の家庭で飼育されている愛玩動物（以下「ペット」という。）を対象とします。

(2) 避難所

災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させることを目的に、市が指定した施設のことです。（ペットを同行して避難する場所となる）

(3) 岐阜県被災動物救援本部

災害発生時、円滑に動物救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するために、岐阜県被災動物救援本部（以下「動物救援本部」という。）を岐阜県、（公社）岐阜県獣医師会、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部で設置します。

(4) 被災動物救護所

動物救援本部が被災状況に応じて、避難所や災害現場、岐阜県内保健所等の敷地内に設置・運営します。被災動物に関する救援活動を実施します。

(5) 臨時動物救援病院

（公社）岐阜県獣医師会の会員の所有する診療施設です。負傷動物の治療及び一時飼育等を行います。

(6) 獣医療支援チーム（Veterinary Medical Assistance Team）（以下「VMA T」という。）

災害発生後の比較的早期に被災地における動物医療支援をサポートできる動物医療の専門家からなるチームです。

(7) ペット災害支援協議会

災害発生時における動物救援活動に対して、ペットフードやペット用品を支援するために、ペット関連4団体（（一社）ペットフード協会、（一社）日本ペット用品工業会、（一社）全国ペットフード・用品卸商協会、（一社）日本ペットサロン協会）により、令和元年11月に組織された協議会です。

(8) 同行避難

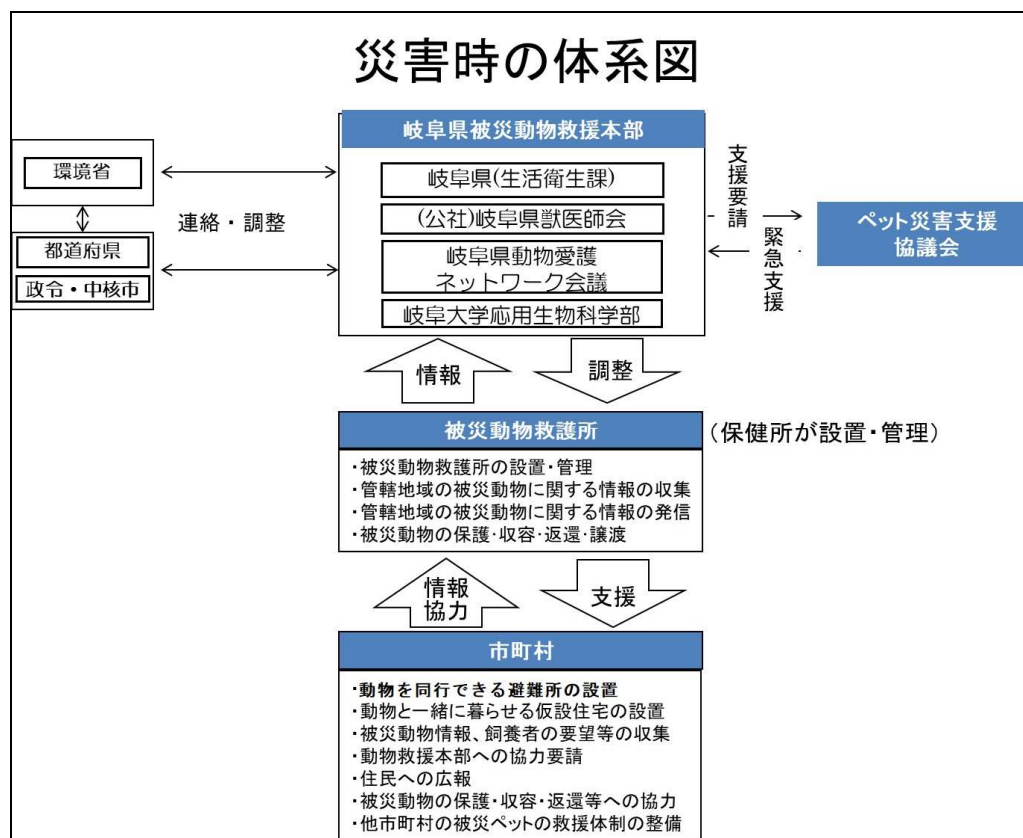
災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所等まで避難することを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼育することを意味するものではありません。

(9) 飼い主の会

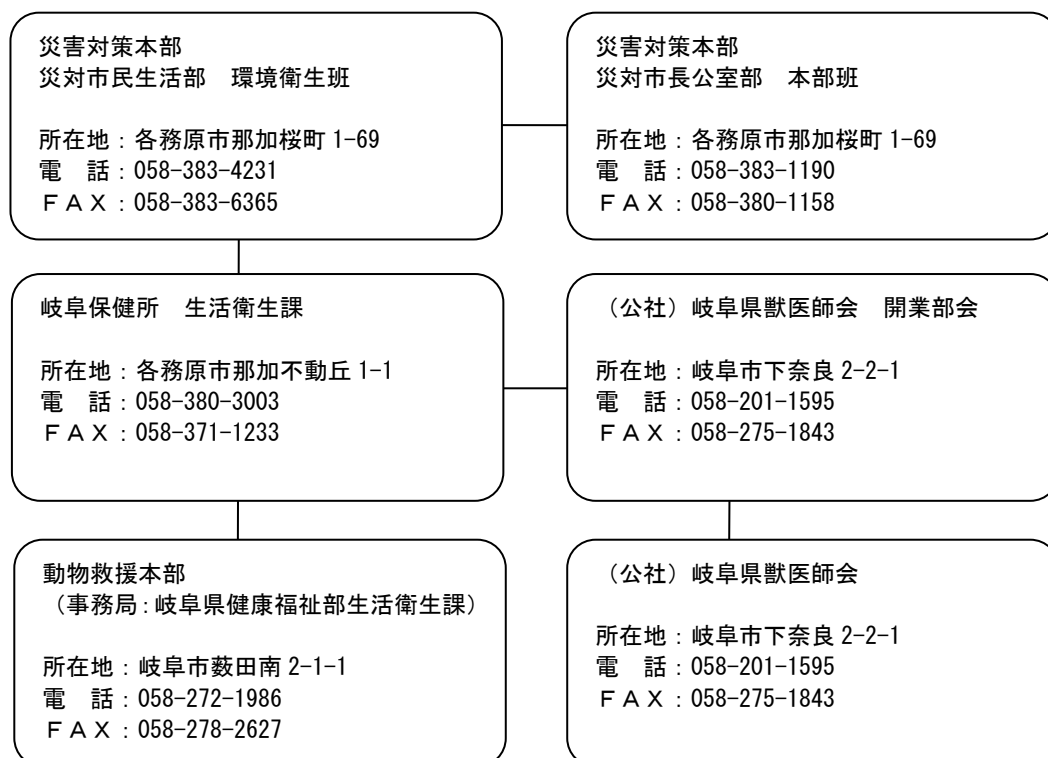
ペットの適正な管理を行うため、それぞれの避難所においてペットの飼い主全員を会員として設立する会のことです。

3 組 織

(1) 災害時の体系図



(2) 関係機関等連絡先



4 平常時の対応

(1) ペットの飼育状況の把握

【飼育状況】（令和6年4月1日現在）

世帯数	種別	飼育頭数
62,727	犬	7,341 頭（登録数）
	猫	9,722 頭（推計）（注1）

注1) 猫の飼育頭数推計

- ・ ペットフード協会の推計値 9,069 千頭（令和5年12月現在、全国）
- ・ 一世帯当たりの飼育頭数
 $9,069 \text{ 千頭} / 58,493 \text{ 千世帯（全世帯）} = 0.155 \text{ 頭} / \text{世帯}$
- ・ 各務原市（62,727 世帯）の猫飼育頭数推計
 $62,727 \times 0.155 = 9,722 \text{ 頭}$

(2) 被災動物数の推定

【推定被災動物数】（注2）（令和6年4月1日現在）

世帯数 (A)	全半壊戸数 (B)	B/A	種別	飼育頭数 (C)	被災動物推定数 (B/A × C)
62,727	10,951	0.174	犬	7,341 頭（登録数）	1,277 頭
			猫	9,722 頭（推計）	1,691 頭

注2) 「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（岐阜県・平成25年2月）より作成された各務原市南海トラフ地震 被害想定（マグニチュード9.0 震度6弱）から推計

(3) 市の役割

- ① 同行避難に対応するため避難所毎にペットの飼育場所を確保します。アレルギーや騒音、衛生上の問題から、ペットは原則屋外で、リードやケージ等を利用しての飼育となります。室内での飼育が必要なペットについては、ケージ等に入れたうえで、居住スペースから離れた別棟の部屋を確保し、避難者が同伴で生活することを検討します。

【ペット同行避難対応避難所】

No.	地区	名称	所在地	連絡先
1	那加	那加第一小学校	各務原市那加手力町 22-5	058-382-2109
2	那加	那加第二小学校	各務原市那加雲雀町 1	058-382-2241
3	那加	那加第三小学校	各務原市那加東亜町 1-1	058-383-0434
4	那加	尾崎小学校	各務原市尾崎南町 3-2	058-389-0122
5	稲羽	稲羽西小学校	各務原市大佐野町 1-233	058-383-3481
6	稲羽	稲羽東小学校	各務原市前渡西町 1393	058-386-9383
7	稲羽	稲羽中学校	各務原市上戸町 5-40	058-383-3356
8	川島	川島小学校	各務原市川島河田町 1041-3	0586-89-2500
9	鵜沼	鵜沼第一小学校	各務原市鵜沼西町 4-179	058-384-0015
10	鵜沼	鵜沼第二小学校	各務原市鵜沼各務原町 2-260	058-384-0100
11	鵜沼	鵜沼第三小学校	各務原市新鵜沼台 4-1	058-384-3210
12	鵜沼	緑陽中学校	各務原市緑苑北 1-4	058-384-6725
13	鵜沼	八木山小学校	各務原市つつじが丘 1-1	058-384-8963
14	鵜沼	陵南小学校	各務原市鵜沼大伊木町 4-425	058-370-2211
15	鵜沼	各務小学校	各務原市各務おがせ町 4-7	058-384-0124
16	蘇原	蘇原第一小学校	各務原市蘇原野口町 1-1	058-383-3971
17	蘇原	蘇原第二小学校	各務原市蘇原沢上町 1-19	058-383-4011
18	蘇原	中央小学校	各務原市各務西町 4-302	058-389-2768

- ② 仮設住宅ではペット連れ入居ができるよう検討します。
- ③ 飼い主がケージやフード等を持参できない場合や、避難所生活が長期化し不足するような場合には、動物救援本部と調整し、確保するよう努めます。

(4) 飼い主の役割

災害発生時には、飼い主は自らの責任でペットを守ることが必要です。災害発生時は人命優先となり、被災動物への救援が直ちに行われないことが予想されます。

また、避難所には動物と一緒に生活することを好まない人、または、できない人があることを認識し、避難所での共同生活に支障を来さぬよう、平常時から次のような飼い主としての責務を理解しておく必要があります。

① 飼い主が事前に確認しておく事項

ア 各務原市における災害時のペット救援対策

- ・避難所に避難することになったら、ペットも一緒に連れていきます。災害時にペットと一緒に避難する「同行避難」が可能な避難所は、一次避難所となる小中学校です。
- ・避難所での犬の受け入れについては、狂犬病予防注射済票の提示が必要です。

イ 避難所でのペットの飼育は、飼い主による自主管理が大原則

- ・避難所では、人とペットは別の場所（自転車置き場、軒下、テント等雨風をしのげる場所）で生活します。
- ・個々のペットの飼育は飼い主の責任で行うこととなります。
- ・避難所での飼育に伴う必要な作業（飼育場所の管理等）は飼い主が共同で行うこととなります。

ウ 災害発生時において負傷動物が動物病院に集中することが予想され、また、動物病院自体が被災する場合があります。普段から災害時における治療、保管などについて主治医とよく話し合っておく必要があります。

エ 親類、知人など、一時的にペットを預けられる場所をあらかじめ確保しておくことや、市が開設した避難所以外に避難する「分散避難」を検討しておくことが必要です。

② 飼い主の明確化

ペットとはぐれた場合や、行政により保護された場合にその飼い主の発見を容易にするため、ペットの種類に応じて、次のような措置を講じておく必要があります。

ア 鑑札及び注射済票の装着

イ 首輪の装着

ウ 名札の装着（飼い主氏名、住所、電話番号などを記載）

エ マイクロチップの装着

オ その他飼い主が必要とする措置

③ 同行避難のための備蓄

市ではペットフードやケージなどの資機材を備蓄していません。災害発生時にペットと避難するために、ペットの種類に応じて次のような防災（生活）用品を備蓄しておく必要があります。

ア ペットフード、水（最低 5 日間分）

イ リード・ケージ、食器（食事、飲み水用等）

ウ タオル、ペットシーツ、ビニール袋、新聞紙、古着（糞尿用等）

エ 救急用品（包帯、消毒薬、常備薬等）

オ ペットの特徴が分かる写真

カ その他飼い主が必要とする用品

④ しつけなど普段からの取り組み

災害時には同行避難することが原則であることから、避難所において他人に迷惑をかけないようにするため、普段から次のことに取り組む必要があります。

ア 衛生管理

常に清潔に保つとともに決められた場所で排泄するよう習慣づけるなど衛生管理に努めましょう。

イ ケージに慣らす

避難する場合は、ケージに入れられることが想定されるため、吠えたり、暴れたりしないように、普段からケージに慣れるようトレーニングを行いましょ

ウ しつけ

他のペットや飼い主以外の人、突然の刺激等に驚かないようにするため、普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるように十分なしつけを行いましょ

エ 避妊及び去勢手術の実施

ペット同士の集団生活における摩擦を避けるため、また、計画のない繁殖を防止するため避妊及び去勢手術を実施しましょ

オ 各種予防接種の実施

登録及び狂犬病予防注射を確実に実施しましょ。避難所での犬の受け入れについては、狂犬病予防注射済票の提示が必要です。予防注射を受けていない場合、伝染病が蔓延する可能性があるため、避難所では受け入れできません。また、各種混合ワクチンの接種を行うなどペット間あるいは人への感染症等のまん延を防ぐための措置を行いましょ

(5) ペットを飼っていない人に対する啓発

- ① ペット同行避難が可能な避難所を設置するので、避難所でペットが飼育されている場合があること。
- ② 避難所では居住スペースから離れた場所にペットの飼育場所を設け、ペット飼育者台帳を作成して管理するなど、災害時の被災動物対策を実施していること。
- ③ 仮設住宅はペット連れ入居を認める可能性があること。

(6) 各務原市以外の県内市町村が被災した場合の体制整備

ペット同行避難者の受入を行うための体制の整備

5 災害時の対応

(1) 市の対応

① 飼育場所の設置

ア ペット同行避難に対応するため、避難所ごとに居住スペースから少し離れた屋根のある屋外等に、ペット飼育場所を設けます（ペットはケージに入れるか、首輪を付けリードを柱に固定します）。

ペットの飼育場所は衛生面などを考慮して、原則、屋外にて避難者と隔離した場所に設置します。

【ペット同行避難対応避難所は、4 ページ 4（3）を参照】

イ 飼育場所では、ペットを同一種類ごとにグループ分けします。

ウ 仮設住宅ではペット連れ入居ができるよう検討します。

② 被災動物情報、飼い主の要望等の収集及び動物救援本部等への協力要請

ア 動物救護活動報告（要請） 【様式 1】

イ 避難所ペット登録カード 【様式 2】

ウ ペット飼育者台帳 【様式 3】

エ 逸走動物の搜索依頼受付簿 【様式 4】

オ 飼い主不明動物受付簿 【様式 5】

カ 応急医療要請等連絡先 【様式 6】

キ 避難所における飼育のルール 【様式 7】

③ 避難者等への掲示板などによる被災動物に関する広報

ア ペット同行避難対応避難所の周知

イ 動物救援本部からの連絡事項など

④ 岐阜県が行う被災動物の保護、収容、返還などへの協力

ア 飼い主不明動物の一時保護

イ 岐阜県が飼い主不明動物を保健所等動物収容施設などに移送する場合は、逸走、咬傷事故防止対策に協力します。

ウ 保健所等動物収容施設などに保護・収容した飼い主不明動物について、避難所などに設置した掲示板などを利用して、飼い主の探索や情報発信を行います。

⑤ 各務原市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備

ペット同行避難者の受入

(2) 飼い主の責務

- ① 飼い主は、災害発生時にペットと共に避難所へ避難する場合、次の事項を実施します。
 - ア ケージ、リード、ペットフード及び飲料水などを持参します。
 - イ 狂犬病予防注射の証明書など疾病予防に係る書類を携行します。
 - ウ 疾病を有するペットは、その病歴、治療経過のメモなどを携行します。
- ② 飼い主は、ペットと共に避難所へ避難した場合は、避難所において円滑な共同生活ができるよう次の事項を遵守します。
 - ア 避難所においては、飼い主が責任をもって飼育することが大原則です。
 - イ 動物と一緒に生活することを好まない人、または、できない人がいることを認識し、精神的な苦痛を与えないように配慮します。
 - ウ 散歩時などの糞尿などは、飼い主が責任をもって適切に処理し衛生管理に努めます。
- ③ ペットの飼育に関し、避難所の責任者の指示に従います。
- ④ 避難所とは別の場所で飼育する場合は、その場所の管理者の指示に従います。

(3) 避難所の責任者の責務

- ① 避難所の責任者は、ペットの適正な管理を推進し避難所における円滑な運営を図るため、次の事項により同行避難者を迅速かつ的確に把握します。
 - ア 同行避難者に対し、飼い主の住所及び氏名並びにペットの種類、性別、名前、数及び特徴などを届け出るように求めます。【様式2】
 - イ アの届出に基づき、【様式3】（避難所運営マニュアル 様式13）によりペット飼育者台帳を作成します。
- ② 避難所の責任者は、避難所におけるペットに関する飼育ルールを作成し、飼い主に徹底してもらいます。

(4) 飼い主の会の設立

- ① ペットの飼い主全員を会員として、避難所でのペットの適正な管理を行うために運営します。
- ② 「飼い主の会」は、次の活動を実施します。
 - ア 飼育ルールなどにより、避難所内でのペットの適正な飼育に努めます。
 - イ 避難所内及び避難所周辺におけるペットに係る衛生管理に努めます。
 - ウ ペットを飼っていない人に対して、避難所においてペットと共に生活することについて理解してもらいます。
 - エ 避難所の責任者との連携を図ります。
 - オ 避難所におけるペットの飼育に不都合が生じた場合は、会員により協議・対応し、必要に応じて【様式1】により災害対策本部へ要請します。
 - カ 飼い主不明動物を一時保護する場合、会員による適正な飼育に努めます。

() 避難所 動物救護活動報告 (要請)

月 日 時現在

活動 従事者	所 属 等		人 数		人員補充等の要請		
	飼 い 主		人		(要請理由・人数等)		
	ボランティア		人				
			人				
			人				
収容動物	事 由	種 類	現 在 数		特記事項		
	被災動物	犬					
		猫					
	飼い主 不明動物	犬					
		猫					
要補充 物資	品 名		数 量	備 考	品 名	数 量	備 考
その他	(物資補充以外の要請事項・特に報告すべき事項等)						
	【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】						
	【死亡した動物があった場合の記入欄】						

災害対策本部 災対市民生活部 環境衛生班
(報告先) 電話：058-382-4231
FAX：058-383-6365

避難所ペット登録カード

入所： 年 月 日
退所： 年 月 日

		No.		
飼い主	氏名	フリガナ		
	住所	〒	電話	
ペット	名前		性別	オス・メス
	種類		毛色	
	特徴	※首輪の色、おとなしい、よく吠えるなどの特徴を記入してください 鑑札番号（No. ）犬のみ		
特記事項				

避難所ペット登録カード

入所： 年 月 日
退所： 年 月 日

		No.		
飼い主	氏名	フリガナ		
	住所	〒	電話	
ペット	名前		性別	オス・メス
	種類		毛色	
	特徴	※首輪の色、おとなしい、よく吠えるなどの特徴を記入してください 鑑札番号（No. ）犬のみ		
特記事項				

ペット飼育者台帳

No. _____

避難所名

	飼育者 について	ペット の種類	ペット の名前	性別	体格	毛色	登録 日	退所 日	備考(ワクチン接 種の有無等)
①	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
②	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
③	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
④	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑤	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑥	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑦	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
⑧	氏名			オス ・ メス			／	／	
	住所								
	TEL								
特記事項（避難者からの苦情、トラブル、衛生環境等）									

※犬の場合は狂犬病予防注射の有無を備考欄に記入してください。予防注射を受けていない場合は伝染病が蔓延する可能性があるため、避難所では受け入れできません。

逸走動物の搜索依頼受付簿

No. :

届出日： 月 日（ ）		避難所、その他（ ）	
届出時間： 時 分		記入者	
届出者	氏名： 電話番号 - -		
	住所：		
逸 走 動 物 の 情 報	逸走日時： 月 日（ ） 時 分		
	逸走場所：		
	種 類： 犬[鑑札（有・無）、注射済票（有・無）] 猫・その他（ ）		
	特 徴： 種類（ / 雑種 ） 愛称（ ） 性別（ オス / メス ） 年齢（ ） 大きさ（ k g ） 毛色（ ） 毛の長さ（ ） 首輪（ ） 耳型（ ） その他の特徴（ ）		
	※ 鑑札番号 ※ 注射済票番号 年度		
	※ マイクロチップ番号		
保健所へ 情報提供	（ ）保健所（センター） 月 日（ ） 時 分		
結果	発見日時： 月 日（ ） 時 分		
	発見場所：		
	措 置： ① 所有者へ返還 ② 保健所が保護 ③ その他 （ ）		
	保護場所：		
	保護期間： 月 日（ ） ～ 月 日（ ）		
	その他：死亡確認（ 月 日） その他（ ）		

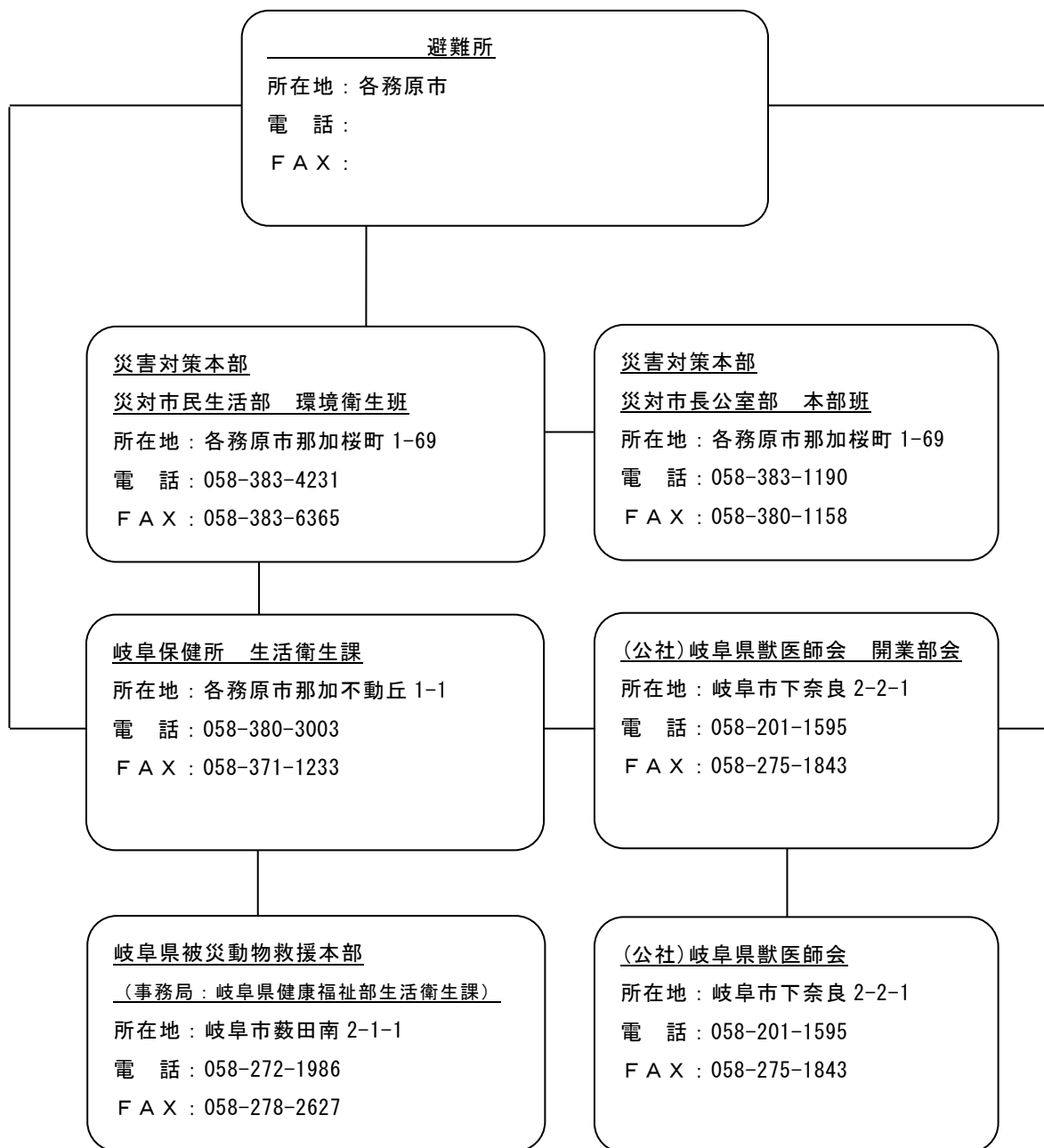
飼い主不明動物受付簿

(飼い主不明動物の受付を行い、ケージ等を使用して保護する)

No. :

届出日：月 日（ ）		避難所、その他（ ）	
届出時間：時 分		記入者：	
届出者	氏名：電話番号 - -		
	住所：		
飼い主不明動物の情報報	保護日時：月 日（ ）時 分		
	保護場所：		
	種類：犬 [鑑札（有・無）、注射済票（有・無）] 猫・その他（ ）		
	特徴：種類（ ） / 雑種（ ） 愛称（ ） 性別（ オス / メス ） 年齢（ ） 大きさ（ ） k g 毛色（ ） 毛の長さ（ ） 首輪（ ） 耳型（ ） その他の特徴（ ）		
	※ 鑑札番号 _____ ※ 注射済票番号 _____ 年度 _____		
	※ マイクロチップ番号 _____		
保健所へ 情報提供	（ ）保健所（センター）月 日（ ）時 分		
逸走届出との照合：① 月 日現在 ② 月 日現在 ③ 月 日現在 ④ 月 日現在			
収容場所	場 所：		
	期 間：月 日（ ）～ 月 日（ ）		
措置結果：			

応急医療要請等連絡先



避難所における飼育のルール

飼い主の皆様へ

避難所で人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- 1 避難所に同行できるペットは、犬・猫など一般の家庭で飼育できる動物です。
- 2 ペットは決められた場所で、ケージに入れるか、短いリードなどで支柱につながりとして飼育しましょう。
ケージの置き場所・つながりとする場所は、避難所の指示に従ってください。
- 3 ペットを避難所屋内に入れないでください。
- 4 ペットの飼育にあたっては、定時の給餌・後片付け、ペットの体やケージなど周辺の清掃・消毒などは飼い主が全責任を持って行ってください。
- 5 排泄は指定された場所でさせ、必ず後始末をしてください。
- 6 ペットによる苦情・被害防止に努めてください。
- 7 避難所のペットたちの生活を維持するため、皆様が共同で行う作業がありますのでご協力ください。
- 8 避難所には、一時保護された飼い主不明動物も収容されます。この動物たちの世話を飼い主の皆様で協力して行っていただくことをお願いします。
- 9 ペットの飼育に必要なケージなどの資機材やペットフードなどの食糧は、各務原市では備蓄していませんので、救援物資が届くまでの間は、飼い主がそれぞれ持ち寄ってください。

＜各務原市被災動物救援マニュアル編集履歴＞

令和6年12月11日 第一版 作成